

沖縄県青少年保護育成条例（改正後）

| | |
|----|-----------------------------|
| 制定 | 昭和47年 5 月15日 条例第11号 |
| 改正 | 昭和53年 3 月29日 条例第 9 号 |
| | 昭和54年 9 月29日 条例第28号 |
| | 昭和58年10月17日 条例第30号 |
| | 昭和61年12月25日 条例第35号 |
| | 平成 4 年 3 月31日 条例第14号 |
| | 平成 8 年 3 月31日 条例第 5 号 |
| | 平成10年12月25日 条例第35号 |
| | 平成18年 3 月31日 条例第14号 |
| | 平成22年 3 月29日 条例第13号 |
| | 平成22年12月28日 条例第43号 |
| | 平成23年 3 月31日 条例第16号 |
| | 平成26年 3 月31日 条例第21号 |
| | 平成27年 7 月17日 条例第40号 |
| | 平成28年 3 月31日 条例第17号 |
| | 平成28年 3 月31日 条例第40号 |
| | 平成30年 7 月20日 条例第52号 |
| | 平成31年 3 月29日 条例第10号 |
| | <u>令和 4 年 3 月31日 条例第13号</u> |

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 青少年育成施策（第 6 条—第 8 条）

第 3 章 青少年育成を阻害する行為の規制（第 9 条—第18条の 8）

第 4 章 雑則（第19条—第21条）

第 5 章 罰則（第22条—第24条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することを目的とする。

（運用の基本理念）

第 2 条 この条例の運用に当たっては、県民の権利及び自由を不当に制限するようなことがあってはならない。

（県民の責務）

第 3 条 全て県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護しなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、青少年の健全な育成を図るための施策を積極的に行うよう努めるものとする。

（定義）

第 5 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 青少年 18歳に満たない者をいう。

（2） 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。

（3） 興行 映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等を公衆に観覧させることをいう。

- (4) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、図画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音盤、録音テープ、シーディーロムその他の映像又は音声 が記録されているもの並びにこれらに類するものをいう。
- (5) 図書等取扱業者 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第6項第3号及び第5号に規定する営業を営む者を除く。）をいう。
- (6) 器具類等 玩具その他これに類するもの及び刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に定める刀剣類を除く。）をいう。
- (7) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (8) 広告物屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びに屋内又は屋外で公衆に頒布されるビラ並びにこれらに類するものをいう。
- (9) 薬品類等 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する医薬品及びその他薬品等で知事が定めるものをいう。

第2章 青少年育成施策

（優良興行及び優良図書等の推奨）

第6条 知事は、興行、図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

- 2 知事は、前項の推奨をしたときは、その旨を県の公報で公示するものとする。

（優良環境の推奨）

第7条 知事は、自然環境又は社会環境で青少年の健全な育成のため特に有益なものであると認めるときは、これを推奨することができる。

- 2 知事は、前項の規定により推奨した環境の内容が同項に規定する推奨の理由を有しなくなると認められるときは、当該推奨を取り消さなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の場合について準用する。

（表彰）

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- (3) 業者又は団体で、第1条の目的に従い自主的に規制を設けて、青少年の保護に積極的に協力し、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

第3章 青少年育成を阻害する行為の規制

（深夜外出の制限）

第9条 保護者は、正当な理由がある場合のほか、深夜（午後10時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に青少年のみで外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業員は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(有害興行の観覧の禁止)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、その興行者に対する通知をもって公示に代えることができる。
- 3 興行を業とする者（次条第1項において「興行者」という。）は、第1項の規定により指定を受けた興行については、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年が観覧することができない旨を掲示するとともに、青少年にその興行を観覧させてはならない。
- 4 知事は、第1項の規定により指定をした興行の内容が同項に規定する指定の理由を有しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 6 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定を受けた興行を観覧させないように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入禁止)

第11条 興行者及び客に遊戯又はスポーツを行わせる営業で知事が定めるものを営む者（以下「興行者等」という。）は、当該営業の場所に、深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

- 2 興行者等は、深夜に営業を営む場合は、当該営業の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を有害な図書等として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書等とする。
 - (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が当該書籍又は雑誌のページ総数の5分の1以上を占めるもの又は20ページ以上あるもの
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、図書等の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を不相当としたもの
- 3 第1項の規定による指定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該図書等の販売又は貸付けを業とする者に対する通知をもって公示に代えることができる。
- 4 図書等取扱業者は、青少年に対し、第1項の規定により指定を受けた図書等又は第2項各号の規定に該当する図書等（以下「有害図書等」と総称する。）の販売、頒布、贈与、交換、若しくは貸付け（以下「販売等」という。）をし、又はこれらを閲覧させ若しくは視聴させてはならない。
- 5 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又はこれらのものを閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。

(有害図書等の陳列場所)

第12条の2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該図書等を他の図書等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなくてはならない。

- 2 図書等取扱業者は、前項の有害図書等の陳列場所に、当該図書等を青少年が購入し、若しくは借り受けし、又は閲覧し、若しくは視聴することができない旨の掲示をしなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列場所を変更

し、若しくは陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(有害器具類等の販売等の禁止)

第13条 知事は、器具類等の構造又は機能が、人体に危害を及ぼすおそれがあり、又はその形状、構造若しくは機能が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性若しくは犯罪を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該器具類等を有害器具類等として指定することができる。

2 前項の指定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該器具類等の販売を業とする者に対する通知をもって公示に代えることができる。

3 器具類等の販売を業とする者は、青少年に対し、第1項の規定により指定を受けた器具類等(以下「有害器具類等」という。)の販売等をしてはならない。

4 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、有害器具類等の販売等をし、又は有害器具類等の携帯をさせないように努めなければならない。

(自動販売機等による販売等の禁止)

第13条の2 凶書等又は器具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害凶書等又は有害器具類等を自動販売機等によって販売若しくは貸付けをし、又はこれらの目的でこれを自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に当該自動販売機等が設置されている場合その他店内の容易に監視することができる場所に設置され青少年が当該自動販売機等から有害凶書等又は有害器具類等を購入し、又は借り受けることができない措置が講じられている場合は、この限りでない。

(自動販売機等の届出及び表示義務)

第13条の3 凶書等又は器具類等の自動販売機等を設置しようとする者は、あらかじめ当該自動販売機等ごとに設置する場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に当該自動販売機等を設置する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出に係る自動販売機等には、当該自動販売機等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 設置者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

(2) 管理者名及び連絡先

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(有害広告物の掲出の禁止)

第14条 知事は、広告物の形態又は内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該広告物の全部又は一部を有害広告物に指定することができる。

2 前項の規定は、その旨及びその理由を県の公報で公示することによって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、その広告主又は管理者に対する通知をもって公示に代えることができる。

3 広告物の広告主又は管理者は、第1項の規定により指定を受けた広告物を掲示し、表示し、又は頒布してはならない。

4 第1項の規定により指定される以前に掲示し、又は頒布された広告物について同項の規定による指定があったときは、その広告主又は管理者は、遅滞なく、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置をとらなければならない。

5 知事は、第3項の規定に違反して掲示し、表示し、又は頒布された広告物があるとき、又は前項の規定に違反して必要な措置がとられていない広告物があるときは、その広告主又は管理者に対して、当該広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置を命ずることができ

る。

(薬品類等の譲渡等の制限)

第15条 何人も、青少年が薬品類等を不健全に使用するおそれがあると認められるときは、青少年に、これを譲渡し、所持させ、又は使用させてはならない。

(質物の受入れの制限)

第16条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品を質に取ってはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(古物の買受け等の制限)

第17条 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者は、青少年から同条第1項に規定する古物又は廃品若しくはくず（以下「古物等」という。）を買い受け、若しくはその販売の委託を受け、又は青少年と古物等の交換をしてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第17条の2 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第17条の3 何人も、青少年から着用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年の唾液若しくはふん尿（青少年がこれらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第17条の4 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。第22条第5項第4号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(有害行為のための場所提供又は周旋の禁止)

第18条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 薬品類等を不健全に使用する行為
- (3) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用
- (4) 賭博、飲酒又は喫煙
- (5) 入れ墨を施す行為
- (6) 暴行、脅迫又は恐喝

(非行助長行為の禁止)

第18条の2 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為、道路交通法（昭和35年法律第105号）

第68条（共同危険行為等の禁止）に規定する行為若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、唆し、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部若しくは一部とする前項に規定する行為（家出に係るものを除く。）を行うことを目的とする集団（以下「集団」という。）を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、集団へ加入するよう、若しくは集団から脱退しないよう勧誘し、若しくは強

制してはならない。

(入れ墨を施す行為の禁止)

第18条の3 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第18条の4 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 青少年が一度着用した下着又は青少年の唾液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。

(2) 性風俗関連特殊営業(風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(3) 接待飲食等営業(風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第1号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(酒類及びたばこ販売に係る環境の整備)

第18条の5 酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類をいう。)又はたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこをいう。)の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを入手できない環境の整備に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者(次項において「設置者等」という。)は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならない。

3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機による販売を午前5時から午後10時までとするように努めなければならない。

(青少年有害情報の閲覧等の防止)

第18条の6 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条において同じ。)を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。次項において同じ。)の活用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 端末設備の販売、頒布、貸付け若しくは交換を業とする者又はインターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。第18条の8第2項及び第3項において同じ。)に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第18条の7 保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等)

第18条の8 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。次項及び第3項において同じ。)及び役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提

供契約をいう。第3項において同じ。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を交付しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないこととする正当な理由を記載した書面(電磁的記録を含む。)を提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約の締結をすることができる。この場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、規則で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。
- 4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。)を講じないこととする正当な理由を記載した書面(電磁的記録を含む。)を提出しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。)を販売することができる。この場合においては、第3項後段の規定を準用する。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項、第3項又は前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(審議会への諮問等)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例(平成27年沖縄県条例第40号)第1条に規定する沖縄県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)に諮り、その意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第6条第1項の規定により優良興行又は優良図書等を推奨しようとするとき。
- (2) 第7条第1項の規定により優良環境を推奨し、又は同条第2項の規定によりこれを取り消そうとするとき。
- (3) 第10条第1項の規定により有害興行を指定し、又は同条第4項の規定によりこれを取り消そうとするとき。
- (4) 第12条第1項の規定により有害図書等を指定しようとするとき。
- (5) 第12条第2項第1号又は第2号に規定する規則を定め、又は改正しようとするとき。
- (6) 第12条の2第3項の規定により有害図書等の陳列場所の変更若しくは陳列方法の改善又は掲示を命じようとするとき。
- (7) 第13条第1項の規定により有害器具類等を指定しようとするとき。

(8) 第14条第1項の規定により有害広告物を指定しようとするとき。

(9) 第14条第5項の規定により有害広告物の除去又は形態若しくは内容の変更その他の必要な措置を命じようとするとき。

2 前項に定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、審議会に青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させることができる。

3 知事は、第1項ただし書の規定により措置した場合には、速やかにその旨を審議会に通知しなければならない。

(立入調査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。

(1) 第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所

(2) 興行者等の営業の場所

(3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所

(4) 有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所

(5) 第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所

(6) 第16条に規定する質屋の営業の場所

(7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所

(8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所

(9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

2 前項の規定による立入調査等は、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 第1項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務処理の特例)

第20条の2 この条例に基づく事務のうち、前条第1項の規定による立入調査等に関する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により、那覇市、浦添市及び宮古島市が処理することとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第22条 第17条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の2第2項の規定に違反した者

(2) 第18条第1号、第2号又は第3号の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条の2第1項の規定に違反した者(第18条第1号、第2号若しくは第3号に規定する行為、道路交通法第68条に規定する行為又は家出に係る違反をした者に限る。)

(2) 第18条の2第2項の規定に違反した者

(3) 第18条の3の規定に違反した者

4 第17条の3の規定に違反する行為をすることを業として行った者は、50万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条の2第3項の規定による措置命令に従わなかった者

- (3) 第17条の3の規定に違反した者（前項に該当する者を除く。）
 - (4) 第17条の4の規定に違反して、青少年に拒まれたにもかかわらず、又は青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、若しくは青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
 - (5) 第18条第4号、第5号又は第6号の規定に違反した者
 - (6) 第18条の2第1項の規定に違反した者（第18条第4号、第5号又は第6号に規定する行為に係る違反をした者に限る。）
 - (7) 第18条の4の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条第3項の規定に違反した有害興行を観覧させた者
 - (2) 第11条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第12条第4項の規定に違反した者
 - (4) 第13条第3項の規定に違反した者
 - (5) 第13条の2の規定に違反した者
 - (6) 第14条第3項の規定に違反した者
 - (7) 第14条第5項の規定による措置命令に従わなかった者
 - (8) 第15条の規定に違反した者
 - (9) 第16条の規定に違反した者
 - (10) 第17条の規定に違反した者
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条第3項の規定に違反して掲示しなかった者
 - (2) 第11条第2項の規定に違反した者
 - (3) 第13条の3第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (4) 第20条第1項の規定による立入調査若しくは資料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 8 第9条第2項、第10条第3項、第11条第1項、第12条第4項、第13条第3項又は第15条から第18条の4までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（免責規定）

第24条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に青少年保護育成法（1965年立法第21号）の規定によりなされた有害興行、有害図書、有害広告物若しくは有害器具類の指定又は優良興行若しくは優良図書の推奨は、この条例の相当規定によりなされた指定又は推奨とみなす。

附 則（昭和53年3月29日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている図書等又は器具類等の自動販売機（青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。）の設置者は、改正後の沖縄県青少年保護育成条例第13条の3第1項に規定する者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日から30日以内に」とする。

附 則（昭和54年9月29日条例第28号）

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月17日条例第30号）

この条例は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月25日条例第35号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第12条第2項に規定する規則を定めようとする場合には、知事は、この条例の施行前においても審議会の意見を聴くことができる。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月31日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動貸出機を設置している者は、改正後の第13条の3第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成8年8月30日までに、同条第1項に規定する事項の届出及び同条第2項に規定する事項の表示をしなければならない。

附 則（平成10年12月25日条例第35号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年3月31日条例第14号）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月29日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の沖縄県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第10号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者は、当該出会い喫茶等営業に関し改正後の条例第18条の7第1項に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する10日前」とあるのは、「改正後の条例施行の日から1月を経過する日」とする。

3 前項の規定により適用される改正後の条例第18条の7第1項の規定による届出をした出会い喫茶等営業者の当該届出に係る出会い喫茶等営業については、改正後の条例第18条の8第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成22年12月28日条例第43号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県附属機関設置条例の一部改正）

2 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年3月31日条例第21号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年7月17日条例第40号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年 3月31日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年 3月31日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 6月23日から施行する。ただし、第 2条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例 (第 2条の規定については、当該規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年 7月20日条例第52号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年 3月29日条例第10号)

(施行期日)

この条例は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則 (令和 4年 3月31日条例第13号)

(施行期日)

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。ただし、第16条、第17条の 2、第17条の 3、第18条、第18条の 2 及び第18条の 4 の改正規定は、公布の日から施行する。